

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電 話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
.....（北方領土対策課） 42
- 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（障がい者保健福祉課） 42
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....（農業経営課） 42

告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出.....（農業施設管理課） 43
- 道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課） 43
- 知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 43
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 43
- 道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課） 44
- 特定調達契約に係る落札者等の公示.....（調達課） 44

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 44

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 45

道公安委員会規則

- 道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 46

道公安委員会告示

- 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 52

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 52

規 則

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第15号

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立北方四島交流センター条例施行規則（平成11年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第9条第1号中「第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

別記第2号様式末尾備考2の事項を削り、同様式末尾備考1の事項を同様式末尾備考の事項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定及び別記第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第16号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第17号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第13条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。	
(4) 共済規程を廃止しようとする場合にあっては、現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書類	
第17条中第4号を削り、第5号を第4号とする。	
第33条第2項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号中「ウに」を「イに」に改め、同号ウを削り、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。	
(10) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の役員調書（別記第33号様式）別記第10号様式中「4 その他参考となるべき事項を記載した書類」を	
「4 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書類	5 その他参考となるべき事項を記載した書類
に改	
注 4に掲げる書類は、共済規程を廃止しようとする場合に限り、添付すること。」	
める。	
別記第14号様式の添付書類中4の事項を削り、5の事項を4の事項とする。	
別記第15号様式を次のように改める。	
別記第15号様式 削除	
別記第36号様式その1の添付書類14の事項中「設置される」を「設立される」に改め、同様式その2の添付書類5の事項中「記載する」を「掲載する」に改め、同様式その2の添付書類中21の事項を22の事項とし、11の事項から20の事項までを1事項ずつ繰り下げ、10の事項の次に次の1事項を加える。	
11 合併後存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）の役員調書	
別記第36号様式その2の注3の事項中「11から17」を「12から18」に改め、同様式その2の注4の事項中「15」を「16」に、「16」を「17」に、「17」を「18」に改め、同様式その2の注5の事項中「18から20」を「19から21」に改める。	
附 則	
この規則は、令和5年4月1日から施行する。	

令和 5. 3. 8 理 事 三 上 良 介 爾志郡乙部町字栄浜293番地		
北海道告示第151号		
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。		
令和5年3月22日		
地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 鈴木直道
有珠山麓	農業用排水施設	完了年月日
同	農業用道路	平成28.11.30
同	農用地造成	令和 3. 7.20
同	暗渠排水	平成26. 3.20
同	除 ^{きよ} 礫 ^{れき}	同 26. 3.20
		同 26. 5.20

北海道告示第152号	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。	
令和5年3月22日	
北海道知事 鈴木直道	
1 保安林予定森林の所在場所	積丹郡積丹町大字幌武意町字大沢318の3地先・318の3・320の1・大字日司町536（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第153号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年	

北海道告示第150号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、乙部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。	
令和5年3月22日	
就任年月日	北海道知事 鈴木直道
理事・監事の別氏名住所	

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1解除予定保安林の所在場所伊達市・寿都郡黒松内町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）

2保安林として指定された目的水源の涵養

3解除の理由指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに伊達市役所及び黒松内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1道路の種類道道

2路線名長万部公園線

3道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
山越郡長万部町字富野146番20地先から 同郡長万部町字富野107番6地先まで	前	7.89mから 22.40mまで	605.88m	――
	前	12.55mから 22.40mまで	605.95m	――
	後	12.55mから 22.40mまで	605.95m	――

北海道告示第155号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月22日

北海道知事 鈴木直道

1落札に係る物品等の名称及び数量

(1)落札に係る物品等の名称重油（1リットル当たりの単価）

(2)調達予定数量880,000リットル

2落札を決定した日

令和5年3月7日

3落札者の氏名及び住所

(1)氏名札幌アポロ株式会社

(2)住所札幌市中央区南5条西10丁目1015番地

4落札金額

75円

5契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6一般競争入札の公告

令和5年1月13日付け北海道告示第25号

7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)名称北海道出納局会計管理室調達課

(2)所在地札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第54号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年3月22日

北海道渡島総合振興局長 田中 仁

1随意契約に係る物品等の名称及び数量

小型貨物自動車の賃貸借（渡島地区水産技術普及指導所ほか）一式（1月当たりの単価）2台分

2随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月6日

3随意契約の相手方の氏名及び住所

(1)氏名株式会社トヨタレンタリース函館

(2)住所函館市杉並町5番20号

4随意契約に係る契約金額

67,540円

5契約の相手方を決定した手続

随意契約

6随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道十勝総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月22日

北海道十勝総合振興局長 芳賀 是 則

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 落札に係る物品等の名称
- ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- イ カラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定数量
- | | | |
|---------|-------------|-----------------------|
| ア 入札番号1 | 1台及び1台1月当たり | 14,400枚 |
| イ 入札番号2 | 1台及び1台1月当たり | 13,300枚 |
| ウ 入札番号3 | 1台及び1台1月当たり | モノクロ2,300枚、カラー20,900枚 |
| エ 入札番号4 | 1台及び1台1月当たり | 3,700枚 |
| オ 入札番号5 | 1台及び1台1月当たり | 44,900枚 |
| カ 入札番号6 | 1台及び1台1月当たり | 7,100枚 |
- 2 落札を決定した日
- 令和5年3月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(2)のア
- ア 氏 名 富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社
- イ 住 所 東京都江東区豊洲2丁目2番1号
- (2) 1の(2)のイ及びウ
- ア 氏 名 十勝事務機販売株式会社
- イ 住 所 帯広市西19条南1丁目4番地20
- (3) 1の(2)のエからカまで
- ア 氏 名 コニカミノルタジャパン株式会社
- イ 住 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
- 4 落札金額
- (1) 1の(2)のア

- | | |
|---------------|------|
| ア 基本料金（1月当たり） | 0円 |
| イ 複写料金（1枚当たり） | 140円 |
- (2) 1の(2)のイ
- | | |
|---------------|---------|
| ア 基本料金（1月当たり） | 19,800円 |
| イ 複写料金（1枚当たり） | 150円 |
- (3) 1の(2)のウ
- | | |
|---------------|--------------------|
| ア 基本料金（1月当たり） | 0円 |
| イ 複写料金（1枚当たり） | モノクロ 150円、カラー 332円 |
- (4) 1の(2)のエ
- | | |
|---------------|---------|
| ア 基本料金（1月当たり） | 11,427円 |
| イ 複写料金（1枚当たり） | 0.72円 |
- (5) 1の(2)のオ
- | | |
|---------------|---------|
| ア 基本料金（1月当たり） | 10,772円 |
| イ 複写料金（1枚当たり） | 0.50円 |
- (6) 1の(2)のカ
- | | |
|---------------|---------|
| ア 基本料金（1月当たり） | 10,772円 |
| イ 複写料金（1枚当たり） | 0.50円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 令和5年1月31日付け北海道十勝総合振興局告示第1002号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第34号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年3月22日

北海道教育庁空知教育局長 山 口 利 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- (1) 随意契約に係る物品等の名称 空知管内道立学校で使用する電力（従量電灯B及びC）
- (2) 調達予定数量 3件（従量電灯B 2件（30A、40A）、従量電灯C 1件（13kVA））

ア 基本料金（1 契約当たりの単価及び1 kVA当たりの単価） イ 電力量料金（使用電力量1 kWh当たりの単価） 使用電力量最初の120kWhまでの単価 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 使用電力量280kWhを超える分の単価 合計9,582kWh 2 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月2日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道電力株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番 4 随意契約に係る契約金額 (1) 従量電灯B ア 基本料金（契約電力1 契約当たりの単価） 30 A 1,023円00銭 40 A 1,364円00銭 イ 電力量料金 最初の120kWhまで 23円97銭 120kWhを超え280kWhまで 30円26銭 280kWhを超える分 33円98銭 (2) 従量電灯C ア 基本料金（契約電力1 kVA当たりの単価） 341円00銭 イ 電力量料金 最初の120kWhまで 23円97銭 120kWhを超え280kWhまで 30円26銭 280kWhを超える分 33円98銭 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第1 項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 _____ 北海道教育庁石狩教育局告示第65号	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月22日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 大型提示装置1 一式 51台分 (2) 大型提示装置2 一式 42台分 (3) 大型提示装置3 一式 27台分 (4) 大型提示装置4 一式 40台分 (5) 大型提示装置5 一式 15台分 2 落札を決定した日 令和5年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 9,363,600円 (2) 7,711,200円 (3) 4,957,200円 (4) 7,344,000円 (5) 2,290,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年2月21日付け北海道教育庁石狩教育局告示第48号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月22日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第3号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則
--	--

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 交通規制（第3条－第7条）」を第2章の2 遠隔操作型小型車（第7条の2－第7条の4）」に、「第6章の2 車両の使用制限等（第18条の2－第18条の4）」を第6章の3 特定自動運行（第18条の5－第18条の7）」に改める。

第3条の2第1項第3号中「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 遠隔操作型小型車
（届出番号等の通知）

第7条の2 法第15条の3第3項の規定による遠隔操作型小型車の通行の届出をした者に対する届出番号等の通知は、届出番号等通知書（別記様式第8号の2）により行うものとする。
（遠隔操作型小型車の使用者に対する報告等の要求）

第7条の3 法第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求は、遠隔操作型小型車に関する報告・資料提出要求書（別記様式第8号の3）により行うものとする。
（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）

第7条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（別記様式第8号の4）により行うものとする。

第6章の2の次に次の1章を加える。

第6章の3 特定自動運行
（許可の条件の変更等）

第18条の5 法第75条の15第2項（法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定により特定自動運行の許可の条件を変更し、又は新たに許可の条件を付するときは、特定自動運行実施者に対して条件変更等通知書（別記様式第21号の4）により通知するものとする。
（特定自動運行実施者に対する報告等の要求）

第18条の6 法第75条の25第1項の規定による特定自動運行実施者に対する報告又は資料の提出の要求は、特定自動運行に関する報告・資料提出要求書（別記様式第21号の5）により行うものとする。
（特定自動運行実施者に対する指示）

第18条の7 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書（別記様式第21号の6）により行うものとする。

別表1中

法第5条第2項 令第3条の2第2項 （信号機の設置又は管理の委任等）	各方面	各警察署管内	信号機を設置しようとする地を管轄する警察署	を
--	-----	--------	-----------------------	---

法第5条第2項 令第3条の2第2項 （信号機の設置又は管理の委任等）	各方面	各警察署管内	信号機を設置しようとする地を管轄する警察署	に改
法第15条の3第1項 （遠隔操作型小型車による通行の届出） 法第75条の12第1項 （特定自動運行の許可の申請） 施行規則第9条の19第2項 （許可証の再交付の申請） 法第75条の16第1項 （特定自動運行計画の変更の許可の申請） 法第75条の16第3項 同 条 第4項 （特定自動運行計画の変更の届出） 施行規則第9条の38第1項 同 条 第3項 （許可証の返納）	各方面	各警察署管内	通行又は運行の場所を管轄する警察署。ただし、特定自動運行を行う場所が警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方面本部交通課	

める。

別表4中

道道 札幌環状線	札幌市西区二十四軒2条7丁目から札幌市西区八軒6条東5丁目まで
----------	---------------------------------

を

道道 札幌環状線	札幌市西区二十四軒2条7丁目から札幌市西区八軒6条東5丁目まで
道道 札幌環状線	札幌市西区八軒6条東5丁目から札幌市北区北23条西14丁目まで

に、

道道 函館空港インター線	函館市高松町506番4地先から函館市上湯川町297番1地先まで
--------------	---------------------------------

を

道道 函館空港インター線	函館市高松町506番4地先から函館市上湯川町297番1地先まで
道道 置戸福野北見線	北見市北上223番1地先から北見市北上271番1地先まで
道道 北見環状線	北見市緑町4丁目2番9地先から北見市中央三輪3丁目530番118地先まで

に、

市道 明野西1条通	苫小牧市明野新町2丁目2番から苫小牧市明野新町6丁目35番まで
-----------	---------------------------------

を

市道 明野西一条通	苫小牧市明野新町2丁目2番から苫小牧市明野新町6丁目35番まで
市道 明野西一条通	苫小牧市新明町4丁目18番地から苫小牧市新明町4丁目18番地まで

に、

市道 新明町中央通線	苫小牧市新明町2丁目1番地先から苫小牧市新明町2丁目1番地先まで
------------	----------------------------------

を

市道 新明町中央通	苫小牧市新明町2丁目1番地先から苫小牧市新明町2丁目1番地先まで
市道 新明町中央通	苫小牧市新明町3丁目4番地から苫小牧市新明町3丁目3番地まで

に、

市道 北上西7号南道路	北見市北上272番2地先から北見市北上824番1地先まで
-------------	------------------------------

を

市道 北上西7号南道路	北見市北上272番2地先から北見市北上824番1地先まで
市道 北上西7号南道路	北見市北上272番7地先から北見市北上294番4地先まで

に、

市道 新川線	札幌市北区新川1条6丁目から札幌市北区新川2条7丁目まで
--------	------------------------------

を

市道 新川線	札幌市北区新川1条6丁目から札幌市北区新川2条7丁目まで
市道 新川線	札幌市北区北23条西14丁目から札幌市北区新川2条7丁目まで

に、

市道 北7条線	札幌市中央区北7条東2丁目から札幌市中央区北7条西1丁目まで
---------	--------------------------------

を

市道 北7条線	札幌市中央区北7条東2丁目から札幌市中央区北7条西1丁目まで
市道 札幌貨物ターミナル1号線	札幌市白石区流通センター2丁目から札幌市白石区流通センター4丁目まで
市道 札幌貨物ターミナル2号線	札幌市白石区流通センター2丁目から札幌市白石区流通センター2丁目まで
市道 流通団地8号線	札幌市白石区流通センター4丁目から札幌市白石区流通センター4丁目まで
市道 真駒内篠路線	札幌市中央区南5条西1丁目から札幌市中央区北1条西1丁目まで
市道 新明町8条通	苫小牧市新明町4丁目18番地から苫小牧市新明町3丁目4番地まで

に改める。
別記様式第8号の次に次の3様式を加える。

別記様式第8号の2（第7条の2関係）

第
年

月

号
日

届出番号等通知書

殿

公安委員会 印

道路交通法第15条の3第3項の規定により、次のとおり通知します。
記

住	所
氏名又は名称	
届出番号等	
備	考

注1 遠隔操作型小型車の使用者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第8号の3（第7条の3関係）

第
年

月

号
日

遠隔操作型小型車に関する報告・資料提出要求書

殿

公安委員会 印

道路交通法第15条の5第1項の規定により、次のとおり報告資料の提出を求めます。
記

住	所
氏名又は名称	
届出番号等	
報告又は資料の提出を 求める理由	
報告を求める内容	
提出を求める資料	
報告又は提出の期限	
報告先又は提出先	

注1 遠隔操作型小型車の使用者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第8号の4（第7条の4関係）

第
年

月

号
日

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書

殿

公安委員会 印

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

記

住 所	
氏 名 又 は 名 称	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所)に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

- 注1 遠隔操作型小型車の使用者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。
- 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第17号教示2の事項及び別記様式第18号教示2の事項中「、処分の」を「、処分又は裁決の日の」に改める。

別記様式第21号の3の次に次の3様式を加える。

別記様式第21号の4 (第18条の5関係)

第	号
年	月 日

条件変更等通知書

殿

公安委員会 印

道路交通法第75条の15第2項(第75条の16第2項において準用する同法第75条の15第2項)の規定により、次のとおり条件を変更する
新たに条件を付する
記

住 所	
氏 名 又 は 名 称	
許 可 証 番 号	
変更し、又は新たに付する条件の内容	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所)に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

- 注1 特定自動運行実施者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。
- 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の5（第18条の6関係）

第 年 月 日	
特定自動運行に関する報告・資料提出要求書	
殿	
公安委員会 印	
道路交通法第75条の25第1項の規定により、次のとおり報告資料の提出を求めます。	
記	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
許 可 証 番 号	
報告又は資料の提出を 求 め る 理 由	
報告を求める内容	
提出を求める資料	
報告又は提出の期限	
報告先又は提出先	

注1 特定自動運行実施者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の6（第18条の7関係）

第 年 月 日	
特定自動運行に関する指示書	

殿

公安委員会 印

道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。
記

住 所	
氏 名 又 は 名 称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。
- なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

注1 特定自動運行実施者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示	
北海道公安委員会告示第52号 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月22日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道公安委員会小印の項中 を に改める。	際運転免許証等受領書の記載事項訂正部分の抹消の押印 4 特定自動運行（変更）許可証の書換え部分の抹消の押印 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第184号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月22日 北海道警察本部長 鈴 木 信 弘 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 落札に係る特定役務の名称 自動車保管場所データ入力業務（保管場所標章作成1件当たりの単価） (2) 調達予定数量 328,807件 2 落札を決定した日 令和5年3月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 一般財団法人北海道交通安全協会 (2) 住 所 札幌市北区北30条西6丁目4番18号 4 落札金額 189円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月20日付け北海道警察本部告示第35号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目